

令和2年7月伊奈町農業委員会総会議事録

令和2年7月27日（月）

議 事 録

会 議 名 令和2年7月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和2年7月27日（月）

開会時刻 午前 9時10分

閉会時刻 午前11時30分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

戸井田武夫 齋藤 勝明 秋山 英章 齋藤 誠一

高山 貢一 加藤 泰三 青木 久眞 小林 久夫

大塚 俊雄 蓮見 紳一 白幡 武悟

計 11 名

欠席委員（農業委員） なし

議事録署名 戸井田 武夫 齋藤 勝明

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

（事務局長）

ただいまから、農業委員任命式を開始いたします。

初めに、町長より任命書の交付を行います。

名前を呼ばれた委員さんは前にお越し願います。

（戸井田武夫委員から座席順に交付）

それでは、任命にあたりまして町長よりご挨拶を申し上げます。

（町長あいさつ）

事務局長

ありがとうございました。

次に、副町長と農業委員会を担当する統括監をご紹介します。

はじめに、関根副町長でございます。

（副町長あいさつ）

次に、担当統括監の藤村統括監でございます。

（統括監あいさつ）

事務局長

つづきまして、本日改選後の初顔合わせとなりますので、ここで各委員さんから自己紹介をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ですが、「戸井田武夫」委員さんから順に時計回りで、お住まいの地区や、耕作している作物など自己紹介をお願いいたします。白幡委員さんにおかれましては、お住まいの地区や、ご職業などをお願いいたします。

(自己紹介)

〈戸井田武夫・齋藤勝明・秋山英章・齋藤誠一・高山貢一・加藤泰三・青木久眞・小林久夫・大塚俊雄・蓮見紳一・白幡武悟・事務局の順〉

事務局長

以上をもちまして、農業委員任命式を閉会とさせていただきます。

(町長・副町長・統括監退席)

事務局長

ただいまから、農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会出席者は11名で、委員全員であります。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしましたので、ご報告いたします。

続きまして、仮議長の選出を行いたいと存じます。

地方自治法第107条の規定を準用し、委員さんの中で、最年長の委員さんに仮りの議長を努めて頂きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、「齋藤誠一」委員さんに、本会の会長及び会長代理を選出するまで、議事の進行をお願いしたいと思います。

齋藤誠一委員よろしく申し上げます。

齋藤誠一 仮議長

(仮議長挨拶)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。

大変恐縮ですが、改選後初めての総会でもございますので、

一番手前に着席 しております

「戸井田武夫」(委員並びに、「齋藤勝明」委員をお願いいたします。

ただいま着席いたしております議席を、仮りの議席とさせていただきます。

ここで、会長及び会長代理の選出をいたしたいと存じますが、

会長は「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、

また、会長代理は同法第5条第5項及び「伊奈町農業委員会会議規則」第16条第2項の規定により、委員が互選することとなっております。

どのような方法で選出したらよろしいか、皆様方のご意見をお願いいたしたいと存じます。

互選の方法として、これまでは「指名推薦」「選定委員会による推薦」「選挙」などの方法で意見を伺っていたようですが、いかがいたしましょうか。

委員

「指名推薦」の声あり

仮議長

ただいま、指名推薦というご意見がございました。

会長及び会長代理の選出を、指名推薦によって行うことにご異議ございませんか。

各委員

「異議なし」の声あり

仮議長

ご異議なしと認めます。よって、会長及び会長代理の選出を指名推薦によって行います。

まず、最初に会長選出をいたします。どなたか推薦をお願いいたします。

委員

「戸井田武夫さん」

仮議長

ただいま、「戸井田武夫」委員という意見がございました。

「戸井田武夫」委員を会長に、選出することにご異議ございませんか。

各委員

「異議なし」の声あり

仮議長

ご異議なしと認めます。よって会長に「戸井田武夫」委員を決定します。

次に会長代理の選出をいたします。どなたか推薦をお願いいたします。

委員

「高山貢一さん」

仮議長

ただいま、「高山貢一」委員という意見がございました。

「高山貢一」委員を会長代理に、選出することにご異議ございませんか。

各委員

「異議なし」の声あり

仮議長

ご異議なしと認めます。よって会長代理に「高山貢一」委員を決定します。

これもちまして、議長の任を解かさせていただきたいと存じます。
ご協力ありがとうございました。

(事務局長)

齋藤誠一委員には、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。
会長及び会長代理が決定しましたので、ここで会長と議長の交代をお願いいたします。会長代理は、会長の隣をお願いいたします。

(会長席、会長代理席 場所の移動)

ここで、会長に選出されました「戸井田武夫」委員及び
会長代理に選出されました「高山貢一」委員に
ご挨拶をお願いいたします。
それでは、会長よろしくをお願いいたします。

(新会長挨拶)

つづきまして、会長代理よろしくをお願いいたします。

(新会長代理挨拶)

ここで一度休憩とさせていただきます、会長・会長代理と打ち合わせをさせて
いただきたいと思います。 9時50分まで休憩といたします。

《会長と事務局で進行協議》

事務局長

休憩をといて、再開いたします。それでは会長よろしくをお願いいたします。

(議長・新会長)

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお
願い申し上げます。

はじめに、議席の指定を行います。議席の指定につきましては、会議規則第7条の規定に
よりまして、くじによって行います。くじを引く順番につきましては、戸井田武夫委員から
時計回りで引くことでよろしいでしょうか。

各委員

「異議なし」の声あり

議長

それでは、くじを順次引いていただきたいと思います。と存じます。

(各委員 くじ引き)

議長

くじの結果をご報告いたします。
事務局より、お願いいたします。

事務局

戸井田武夫	委員	11	番
高山貢一	委員	7	番
齋藤勝明	委員	5	番
秋山英章	委員	6	番
齋藤誠一	委員	4	番
加藤泰三	委員	2	番
青木久眞	委員	8	番
小林久夫	委員	1	番
大塚俊雄	委員	9	番
蓮見紳一	委員	10	番
白幡武悟	委員	3	番

議長

各自、決定されました議席に移動をお願いいたします。

(各委員 席の移動)

議長

次に、担当する地区を決めたいと存じます。

事務局の案を、お願いいたします。

事務局

それでは、担当地区について、事務局案を説明させていただきます。

丸山地区

戸井田武夫 委員 蓮見紳一 委員

下郷地区 青木久眞 委員

志久地区 白幡武悟 委員

本 地区 高山貢一 委員

小貝戸地区 秋山英章 委員

上郷若榎地区 齋藤勝明 委員

大針地区 大塚俊雄 委員

羽貫地区 小林久夫 委員

新宿地区 齋藤誠一 委員

内宿地区 加藤泰三 委員
事務局案は以上でございます。

議長

地区担当につきまして、事務局の案でよろしいでしょうか。
ご異議がなければ、この案で決定いたします。

各委員

「異議なし」の声あり

議長

ご異議なしとの事ですので、事務局案のとおり地区担当を決定いたします。

次に、議案の審議に移ります。

はじめに、第1号議案 伊奈町農地利用最適化推進委員の選考についてを議題といたします。
事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。農業委員と同様に、本年7月19日で任期を満了することから、4月から約1ヶ月間募集をいたしました。

その結果5人の推薦がありましたので、農業委員会で委嘱する者を決定していただきたいと思っております。

それでは、事前にお配りいたしました「第1号議案 関係資料」をご覧ください。

資料1 ページ目は推薦の状況をまとめた資料になります。

申込受付順に番号がふられており、

名前の左に地区番号が書かれておりますが、この番号が希望する担当地区です。

各地区定数1人に対し希望者も1人でございます。

資料2 ページから21ページまでは推進委員申込書の写しです。

では、候補者を順にご説明いたします。

受付番号1番 中村仁（まさし）さん。

区域番号は5番で地域は小針新宿と小針内宿になります。

主に、内宿地区で水稲と露地野菜を営農されております。

小針内宿農事組合からの推薦を受けております。

つづいて、受付番号2番 大島久雄さん。

区域番号は3番で地域は小貝戸と柴中荻になります。

主に、上郷地区で梨と露地野菜を営農されており、伊奈町農業経営者連絡協議会の会員で小学生の田植えの農業体験学習やいもほり体験など、町民の農業へのふれあいの推進活動にも意欲的に参加されております。

柴中荻区からの推薦を受けております。

つづいて、受付番号3番 加藤幹夫さん。

区域番号は4番で地域は大針と羽貫になります。

主に羽貫地区で水稲を営農されており、前の農業委員さんで、2期6年務められております。羽貫農事組合からの推薦を受けております。

つづいて、受付番号4番 細田光一さん。

区域番号は2番で地域は志久と本になります。

主に本地区で水稻と露地野菜を営農されており、受付番号2番の大島さんと同じく伊奈町農業経営者連絡協議会の役員で町民の農業へのふれあいの推進活動にも意欲的に参加されております。本区農事組合からの推薦を受けております。

最後に、受付番号5番 渡辺久夫さん。

区域番号は1番で地域は丸山と下郷になります。

主に下郷地区で露地野菜を営農されております。

浅間農事組合からの推薦を受けております。

事務局からの説明は以上になります。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

農地利用最適化推進委員については、

丸山下郷の区域番号1を渡辺久夫さんに、

志久本の区域番号2を細田光一さんに、

小貝戸柴中荻の区域番号3を大島久雄さんに、

大針羽貫の区域番号4を加藤幹夫さんに、

小針新宿小針内宿の区域番号5を中村仁さんとして選考し、本日付けで委嘱することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手「全員」です。よって、第1号議案については、推薦の5名を本日付けで委嘱することに決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に関する審議を行います。番号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

(議案審議に移る前に農地転用について説明)

第2号議案番号10番について土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんが〇〇の農地991㎡を借り受け太陽光発電施設を設置をするといった内容になります。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案 番号10番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

資料2ページは申請書の案内図になります。〇〇〇〇の南東に位置する斜線で示した土地になります。

資料3ページ、4ページは理由書となります。事業計画者は現在住んでいる〇〇〇の住所地より30分以内の移動距離内で太陽光発電施設の設置地を探していたところ、当該申請地が15分程度の移動距離であり、日当たりも良好で自動車の往来も少ない幅広な道路に接していることなどから事業計画地として選定したとのことです。

資料5ページは選定する際に候補地として検討した土地と申請人の住所地の位置図です。

次に、資料 6 ページから 8 ページは土地の全部事項証明の写しです。

資料 9 ページは公図の写し。

資料 10 ページ 11 ページは土地の利用計画図です。

資料 8 ページから 10 ページは建物の図面。

ここで、本日お配りしている追加資料をご覧ください。

こちらは、太陽光発電施設設置に関する資料でございます。

2 ページから 28 ページが製品のカタログ。

29 ページから 32 ページが太陽光パネルと周囲のフェンスの図面。

33 ページ、34 ページが経済産業省担当部局からの事業認定の通知書。

35 ページは東京電力からの接続契約の案内。

36 ページは収支シュミレーション。

37 ページは草刈り等の管理計画になります。

それでは関係資料にもどりまして、

資料 12 ページから 23 ページは資金計画書、見積書、土地の賃貸借契約書、融資証明書になります。

資料 24 ページ、25 ページは隣接地、近隣地の同意書。

資料 26 ページは〇〇〇〇へ工事のお知らせ。

資料 27 ページから 29 ページは印鑑証明書。

資料 30 ページ 31 ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、

申請の土地は第 2 種農地に区分されます。第 2 種農地のあてはまる要件といたしましては、「甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にあてはまらない農地」となっており、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となっております。本申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇に挟まれるような形で約 1.4 ha の小規模な農地の広がりといえます。

第 2 種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

この件につきまして、さいたま農林振興センターに問い合わせをしましたところ、代替性について事務局と同様の見解と回答を得ております。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項はみあたりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明は省略いたします。ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

○ 挙手「全員」です。よって、10番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

次に、番号11番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案番11番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号11番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇を〇〇〇より東に進むと〇〇〇〇〇〇がございしますが、その脇の道を北に進んだ申請地と示した農地になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇〇〇の賃貸アパートに子供二人の四人で住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料6ページから9ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料10ページから12ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料13ページは、事業計画者家族の住民票。

資料17ページは事業計画者の印鑑証明書。

資料18ページ、19ページは譲渡人の住民票と印鑑証明書

資料20ページは農振除外証明書。

資料21ページ、22ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料23ページ、24ページは不動産と所有していない証明書。

資料25、26ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、

申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は〇〇の市街化区域のから約150mに位置しており、農地の規模も約3.8haと10ha未満です。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしましたが、既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明は省略いたします。ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手「全員」です。よって、11番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

次に、番号12番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案番号12番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇〇〇〇さんが〇〇の農地529㎡を借り受け、自社の駐車場敷地として転用する内容になります。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号12番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇が交差する〇〇〇〇〇の農地で斜線で示したところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇の販売事業等を申請地の向かいで行っており、社員の通勤車及び社用車を近隣の駐車場を賃借して利用しているが、距離が約300mと離れており、朝夕の通勤時だけではなく、日中の社用車の出入りがあり事業に支障をきたしているとのことで、本申請地を駐車場として借り受けることを計画したとのことです。

資料4、5ページは土地の全部事項証明書です。所有権以外の権利の記載はありませんでした。

資料6ページは公図の写し。

資料7ページから14ページは駐車場、資材置場の設置に関する資料、土地利用計画図、現況図、現況写真になります。

資料14ページから17ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書になります。

資料18ページから16ページは〇〇〇〇〇〇〇の定款。

資料27ページから29ページは履歴事項証明書。

資料30、31ページは隣地同意書。

資料32ページは農振除外の証明書になります。

資料33、34ページは印鑑証明書になります。

資料35ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について順次ご説明させていただきます。はじめに、立地基準についてですが、申請の土地は第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の当てはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。本申請地はニューシャトルの〇〇〇から約450mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用は止むを得ないものと思われれます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見を添えて知事あて送付してよろしいかご審議ねがいます。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議ね

がいます。

説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明は省略いたします。ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手「全員」です。よって、12番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

次に、番号13番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案番13番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号13番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇の〇〇の交差点より南に200mに位置する斜線で示した農地になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は現在蓮田市の賃貸アパートに住んでおりますが、実家で内装業を本格的に事業展開したいとのことから、実家に近い本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページ、5ページは申請地と実家と候補地との位置関係が分かる図面になります。

資料6ページは土地の全部事項証明書。

資料7ページは公図の写し

資料8ページから10ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料11ページから15ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書になります。

資料16、17ページは、不動産を所有していない証明書。

資料18ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料19ページは農振除外証明書。

資料20ページ、21ページは印鑑証明書。

資料22ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、

申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ

10ha未滿のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の○地区から約440mに位置しており、農地の規模も約6haと10ha未滿です

また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明は省略いたします。

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がございませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手 全員・多数 です。よって、13番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたしました。

次にその他事項、会務報告を事務局長から申し上げます。

秋山事務局長よろしく申し上げます。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

ただいまの報告に対しまして、何かございませんか。ないようですので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

事務局

(事務局事務連絡)

- ① 配付物の確認について
 - ・活動記録セット（全員） 11人分
 - ・業務必携（全員） 11人分
 - ・農地利用最適化推進マニュアル（全員） 11人分
- ② 主な年間予定について
- ③ 当該年度農業委員会総会開催日予定表
- ④ 農業委員等災害補償制度の案内について
- ⑤ 慶弔関係について
- ⑥ 積立金について
- ⑦ 農業委員研修会について
- ⑧ 印鑑持参（毎回）について
- ⑨ クールビズの実施（終了時期未定）について
- ⑩ 連絡先確認票と口座振込依頼書（新任委員ほか）について

以上で、事務連絡を終わります。

議長

ただいまの事務連絡に対しまして、何かございますか。

議長

ないようですので、続きまして、次回の総会の日程につきましてご協議をお願いいたします。

8月25日（火）上下水道庁舎2階第1会議室午前10時からということで予定させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

「はい」の声あり

議長

それでは8月25日火曜日午前10時から上下水道庁舎第1会議室ということでよろしくをお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。閉会のあいさつを会長代理からお願いいたします。
(会長代理あいさつ)

(閉会 午前11時30分)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和2年7月27日

会 長（署名委員） _____

署名委員 _____